

## ■ 令和元年度 モデル調査の実施状況

番号	主な調査地域	応募主体	調査概要
1	千葉県 八千代市	自治会	・土地区画整理事業により換地された土地の一部に所有者不明土地があり、管理不全の状態となっている。 ・地区内には自治会所有の集会所がないことから、当該所有者不明土地を活用した地域福利増進事業による集会所(公民館に類似する施設)の整備・適正管理を検討する。
2	新潟県 南蒲原郡 田上町	一般社団法人 (福祉関係)	・竹が繁茂するなど、管理不全の状態となっている所有者不明土地について、竹林を活かした地域住民の交流の場・福祉団体の活動の場等としての活用に向け、地域福利増進事業による公園や広場等の整備・適正管理を検討する。
3	長野県 上田市	一般社団法人 (まちづくり関係)	・市内の里山集落内に点在する所有者不明土地が管理不全の状態で、観光地における景観上の阻害要因等になっていることから、地域福利増進事業による公園や広場等の整備・適正管理を検討する。
4	兵庫県 川西市	個人 (土地所有者)	・応募者所有地の隣接地の所有者が不明で、20年以上前に発生した火災の瓦礫が放置され、雑草繁茂や不法投棄、強風・豪雨等に伴う近隣への悪影響が発生している。 ・地域の防災性の向上、生活環境の向上等を図るため、当該所有者不明土地について、地域福利増進事業による防災空地や地域の菜園(公園)等の整備・適正管理を検討する。
5	新潟県 粟島浦村	地方公共団体	令和元年6月に発生した山形県沖を震源とする地震を契機に、津波等を想定し、新たに高台に安全な避難場所の確保が必要と認識されたことから、雑草が繁茂するなど、管理不全の状態となっている高台の所有者不明土地について、地域福利増進事業による防災空地の整備・適正管理を検討する。
6	山口県 山口市	地方公共団体	中心商店街における防災性の向上や賑わいの創出を目的とする狭隘道路の改善とあわせて隣接する所有者不明土地について、広場の整備を検討する。

採択数／応募数 6件／10件 (内訳: 第一次…4件／6件、第二次…1件／1件、第三次…1件／3件)

令和2年4月1日  
土地・建設産業局企画課

## 所有者不明土地を活用する先進的取組を支援！

～NPOや民間事業者等による取組を募集します～

国土交通省では、所有者不明土地法に基づく地域福利増進事業等の実施に向けた取組を支援するため、所有者不明土地の状況把握や利活用等を促進するモデル的な取組の提案募集を、本日より開始しますので是非応募下さい。（令和2年5月1日（金）17：00 必着）

### 1. 支援対象となる取組

令和元年6月に所有者不明土地法が全面施行され、都道府県知事の裁定を受けることで、所有者不明土地を広場・防災空地・購買施設等の地域の福祉や利便の増進のために使うことができる制度（※地域福利増進事業）等が創設されました。※詳細は、別紙「地域福利増進事業パンフレット」、国土交通省HP「所有者不明土地問題に関する最近の取組について」([http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo\\_tk2\\_000099.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000099.html))をご覧ください。

このような所有者不明土地対策に関し、NPOや民間事業者、地方公共団体等が単独もしくは連携して行っている下記のような先進的な取組に対し、国がその実施に要する費用の一部を国の直轄調査を通じて支援します。

支援を通じて得られた成果を公表し、全国の自治体等への取組の展開を図ることで、所有者不明土地の利用の円滑化、適正管理を促進します。

#### ① 所有者不明土地等の所有者の探索、有効活用の促進に関する取組

例1 地域福利増進事業の実施準備のための土地の所有者の探索等（自治体による土地所有者等関連情報の内部利用、民間事業者による情報提供の請求・取得等）

例2 地域福利増進事業を実施しようとする場合における地域住民・関係権利者の合意形成等、事業区域の選定、事業計画の策定等

#### ② 管理不全の所有者不明土地等の適正管理の促進に関する取組

例 ) 管理不全となっている所有者不明土地の財産管理人の選任請求の検討等

### 2. 支援対象者

NPOや民間事業者、地方公共団体等

### 3. 応募について

(1) 応募期限：令和2年5月1日（金）17：00 必着

(2) 応募方法：以下の提出先まで、メールにより「応募資料」を提出

※支援対象等の詳細については、別紙の「募集要領」を御確認下さい。

※メール送付後、2日以内に返信がない場合はお手数ですが御電話下さい。

### 4. 選定方法

事務局（別途、国土交通省から民間事業者等へ委託予定）が設置する学識経験者等で構成する有識者検討会の評価を踏まえ、5月頃に国土交通省が採択する取組を決定し、応募者全員に結果を通知します。

#### 【提出先・問い合わせ先】

国土交通省 土地・建設産業局 企画課 廣瀬、岸

TEL : 03-5253-8111 (内線:30-635) 直通 : 03-5253-8290 FAX : 03-5253-1558

MAIL: [hirose-t2sk@mlit.go.jp](mailto:hirose-t2sk@mlit.go.jp) , [kishi-t22g@mlit.go.jp](mailto:kishi-t22g@mlit.go.jp)